

議第 84 号

下呂市立休日診療所設置条例を廃止する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 27 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

医療従事者の確保が困難なことから、下呂市立休日診療所を廃止するため、当該条例を廃止するもの。

下呂市立休日診療所設置条例を廃止する条例

下呂市立休日診療所設置条例（平成19年下呂市条例第17号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年11月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市立休日診療所設置条例を廃止する条例要綱

1. 廃止理由

医療従事者の確保が困難なことから、下呂市立休日診療所を廃止するため、当該条例を廃止するものです。

2. 概要

(1) 下呂市立休日診療所設置条例を廃止します。

(本則関係)

(2) この条例は、令和8年11月1日から施行します。

(附則関係)